

## &lt;メニュー名&gt;

## 自動車利用の抑制推進事業

## &lt;目的&gt;

自動車から公共交通機関や自転車等への移動手段の転換、モビリティ・マネジメント、渋滞対策、それらに関する普及啓発等の実施により自動車の利用及び走行量を抑制することで、運輸部門のCO<sub>2</sub>排出量の削減及び大気環境の改善を図る。

## &lt;都の事業目標【2030年目標】&gt;

## 『東京都環境基本計画』

- ・運輸部門エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量（2000年比）65%減

## &lt;補助事業の内容&gt;（以下のアからウまでの全てを実施する場合に補助対象とする。）

ア 交通事業者や施設所有者等と連携し、運輸部門のCO<sub>2</sub>排出量の削減及び大気環境の改善を目的として実施する自動車から公共交通機関や自転車等への移動手段の転換、モビリティ・マネジメント、渋滞対策、それらに関する普及啓発等の実施により自動車の利用又は走行量の抑制に係る、計画の策定、調査、事業の実施、費用対効果の検証及びその他の必要な取組を実施すること。ただし、都市整備局が実施している交通不便地域の解消等を図ることを目的とした「東京都持続可能な地域公共交通実現に向けた事業費補助金」において、補助対象となりうる事業及び道路整備事業（事例：道路法に基づく道路整備事業など）は補助対象外とする。

イ アの取組において自転車シェアリングの導入を行う場合は、次の(ア)から(オ)までの要件を全て満たすこと。

(ア) 導入する自転車シェアリングシステムは、他の区市町村等との連携による相互利用が可能な汎用性の高いものであり、かつ、解錠及び個人認証等の管理については、交通系ICカード、スマートフォン等を用いて簡便に自転車を利用できる方式を採用すること。

(イ) 海外からの来訪者でも容易に利用できるような環境整備（多言語対応）を行うこと。

(ウ) 必要に応じて、歩行者の安全対策、放置自転車の誘発防止対策、利用者に対する自転車のルール・マナーの普及啓発など、自転車シェアリング運営事業者ではなく区市町村等が地域の行政課題として対応すべき取組を実施すること。

(エ) 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成25年東京都条例第14号）が令和元年9月に改正されたことを踏まえ、自転車シェアリングの運営事業者が自転車損害賠償保険等に加入していること。

(オ) より便利な交通サービスを提供するというMaaSの考えを踏まえ、乗換案内アプリ等への情報提供を検討すること。

ウ 次の(ア)から(ウ)までの取組を全て実施すること。

(ア) アの取組の実施によるエネルギー消費量等及びCO<sub>2</sub>排出量の削減効果を集計するなど、取組効果の検証を行うこと。

(イ) アの取組の内容に係る周知又は普及啓発を行うこと。

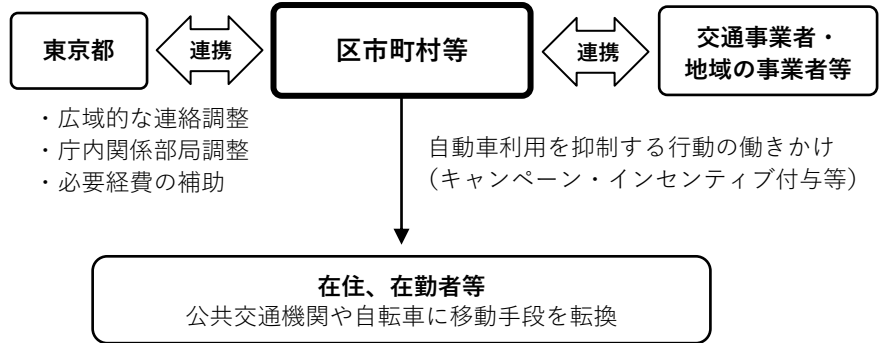
(ウ) アの取組について都内の他の区市町村等宛てに周知するなど、事業の広域化に向けた取組を行うこと。

<事業例と事業イメージ> ※都が作成する「自動車利用抑制策に関する手引き」も併せてご覧ください。

事業例①

交通事業者や地域の事業者等と連携し、自動車による移動を、公共交通機関や自転車への移動に転換するため、PRキャンペーンの実施やインセンティブの付与等を行い、自動車利用を抑制する行動を推進する。

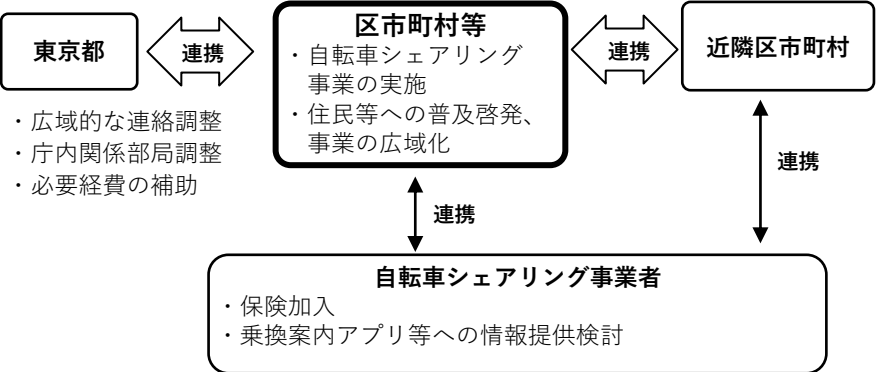
事業イメージ①



事業例②

自転車シェアリング運営事業者と連携して自転車シェアリング事業を実施する。

事業イメージ②



<補助対象経費>

上記補助事業の内容の実施に必要な経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金補助及び交付金

【補助対象経費の上限】

- ・ソフト事業（調査、計画策定、普及啓発、インセンティブ付与、システム整備等）に係る経費は、1区市町村等あたり 20,000 千円を上限額とする。
- ・ハード事業（自転車シェアリングに関する設備、安全対策等）に係る経費は、1区市町村等あたり 100,000 千円を上限額とする。

※本補助メニューは、自動車から公共交通機関や自転車等への移動手段の転換、モビリティ・マネジメント、渋滞対策、それらに関する普及啓発等の取り組みを行う各種ソフト施策を想定しており、自転車シェアリング以外の車両の購入や駐車場整備などのハード事業は補助対象外とする。

<補助対象期間>

- ・原則として、令和8年度（2026年度）までの事業期間を設定すること。

<留意事項>

- ・本補助メニューにおける「自転車シェアリングシステム」とは、自転車の共同利用サービスであって、無人式のサイクルステーションで自由に自転車の貸出し及び返却を行うことができ、貸出しを行ったサイクルステーションとは異なるサイクルステーションでの返却が可能な仕組みをいう。